

設計要領第五集 交通安全施設 立入(R4.7) 落下(R4.7) 眩光(H17.10) 中央分離(H25.7)
改定概要 (令和5年7月版)

■改定概要、□記載内容の変更

| 編 | 項目 | 改定概要、記載内容の変更 | 備考 |
|-------------|--|---|--|
| 落下物防止柵編 | 7章 材料及び防錆処理 2項 防せい処理 | ■JIS H 8641 溶融亜鉛めっき 改定により変更 | |
| 中央分離帯転落防止網編 | 3章 設置方法 | ■設置方法が標準横断構成より異なる場合の検討について追記 | |
| 中央分離帯転落防止網編 | 4章 構造及び材質 | ■鉄道交差箇所については、落下物防止柵の設置協議が必要となり、転落防止網単体での協議は行わないため削除 | |
| 中央分離帯転落防止網編 | 4章 構造及び材質 3) アンカーボルト | ■JIS H 8641 溶融亜鉛めっき 改定により変更 | |
| 立入防止柵編 | 4章 立入防止柵の形状等 4項 表面処理 (1) 一般部 1) 非積雪地用 | ■JIS H 8641 溶融亜鉛めっき 改定により変更 | JIS H 8641 溶融亜鉛めっき改定により、鋼板は膜厚に変更 網及び鉄線は付着量を追記 |
| 立入防止柵編 | 4章 立入防止柵の形状等 4項 表面処理 (1) 一般部 2) 積雪地用 | ■JIS H 8641 溶融亜鉛めっき 改定により変更 | JIS H 8641 溶融亜鉛めっき改定により、鋼板は膜厚に変更 網及び鉄線は付着量を追記 |